

審 査 基 準

令和7年5月23日作成

法 令 名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：	第4条第1項
処 分 の 概 要：	自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	7日
申 請 先：	保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：	各警察署の交通課 又は 青森県警察本部交通部交通規制課（電話017-723-4211）
備 考：	